

# 引越しがきまったら...

## 吹田市環境部事業課

世帯全員で引越し(転出)される場合、下記のような注意点があります。事前に対応、処理等をお願いします。(世帯の一部の人が転出される場合は、ごみの12種分別の日に、各々該当するごみを計画的に出してください。)

### 転出日までの準備

#### ① 引越しごみ収集の申込みは

転出日が決まりましたら、引越しされる本人、もしくはごみ出しされる家族が、**1か月前から14日前までに**吹田市環境部事業課(電話 06-6832-0026)まで引越しに伴うごみ収集の申込み連絡をしてください。

同時に、共同住宅にお住まいの場合、管理人(管理会社)等に、どこに・どのように、ごみを出せばよいか、ご相談をしておいてください。(通常、大型複雑ごみを出している場所)

#### ② 処理手数料は

2t車で運搬することができる量以下であるとき	5,000 円
3.5t車で運搬することができる量以下であるとき	7,500 円
軽トラックで運搬することができる量以下であるとき	2,500 円

電話等の申込みから引越し日の**13日前までに**所定の納入通知書(申込み後発送)により、**指定金融機関に入金**をしてください。入金を確認できない場合は収集できません。

#### ③ 資源化にご協力していただきたいもの



その他、ごみとしてしか処分できないものについては、ごみの12種分別の日に、各々該当するごみを計画的に出してください。

資源化できるものは、**集団回収や拠点回収**をご利用してください。

#### ④ 法律でごみとして出せないもの



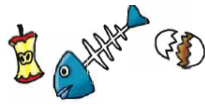
#### ⑤ 収集できないもの



※その他(LPガスボンベ、土砂、がれき、かわら、石油類)  
(一般廃棄物処理業者を紹介します。)

## 転出日当日の注意

12種分別で出せるごみは基本的に全部かためて大型複雑ごみの置き場所に出します。



**燃焼ごみのうち台所の生ごみだけは引越しごみとしては出せません。**事前に処理をして出さないようにしてください。(ごみの資源化等の処理が困難になるため。)

### ① 特に注意が必要なもの



灯油等を必ず抜き、着火用電池もはずしてください。

(火花が散って、車両火災の原因になり危険です。)

### ② 出し方に注意をしていただきたいもの



刃物は紙などに包んで刃先を保護してください。

有害危険ごみについては、ダンボールにまとめて入れ、「有害危険ごみ」という張り紙を必ずして目立つ所に置ってください。

特に、収集車両の火災防止のため、スプレー缶等は、穴を開けたり、潰したりしないで、通常の使い方、使い切った状態でお出しください。

有害危険  
ごみ

③ 「引越しごみ・(あなたの姓)〇〇」を書いた紙を、引越しごみのかたまりの一番目立つところに、1枚以上必ず貼ってください。

引越しごみ  
名前

④ 自転車・バイク(125cc以下)・三輪車・ベビーカー等については、それぞれに「不用品」と書いた紙を必ず貼ってください。(張り紙がないと収集できません。)

不用品

⑤ ごみ排出日の翌日から3日以内(日曜日除く)で収集します。収集時の立会いは不要です。※収集日時指定はできません。

問合せ先

吹田市環境部事業課

吹田市津雲台7丁目7番D138-101号

T E L 06-6832-0026

F A X 06-6832-0092

E-mail jigyo1\_k@city.suita.osaka.jp